

株式会社四谷大塚における再発防止策の実施状況について

公表資料

資料2

- 株式会社四谷大塚（以下「四谷大塚」という。）において、令和4年4月から令和5年8月まで勤務していた社員が、在職中に、四谷大塚が管理する在校児童6人分の個人データをSNSに投稿して漏えいさせた事案について、個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）は、四谷大塚に対し、令和6年2月29日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第147条の規定により指導を行い、同法第146条第1項の規定により再発防止策の実施状況を報告するよう求めた。
- 四谷大塚から報告のあった再発防止策の実施状況について確認したところ、現時点において当委員会の指導事項を踏まえた一定の取組が認められた。
- 当委員会としては、四谷大塚が再発防止策を確実に実施すること等を引き続き注視していく。

| 指導の原因となる事実 | 指導の内容 | 指導に係る再発防止策の実施状況 |
|---|---|--|
| <p>【 組織体制の整備 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス及びリスク管理に関する部署を設置しておらず、職務分掌の明確化や組織体制が整備されていなかった。 | <p>法第23条及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）に基づき、必要かつ適切な措置を講ずること。</p> <p>1. 安全管理措置（法第23条）</p> | <p>①コンプライアンス及びリスク管理に関する部署の設置 コンプライアンス及びリスク管理全般を統括する部署を「管理本部」、各部門・各校舎の監督、業務システムの管理・運用、社員研修の実施指示等を行う部署を「情報本部」などと役割を明確にし、両部署が連携を取り合いながら、法令遵守に努めることとした。（令和6年3月実施）</p> <p>②職務分掌の明確化・組織体制の整備 個人情報保護に関する組織体制を整備し、各部署及び責任者の職務分掌を明確にした上で、社内に周知徹底を図った。（令和6年3月実施）</p> |
| <p>【 漏えい等事案に対応する体制の整備 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 責任者は設置していたものの、漏えい等事案が発生した場合に当委員会に報告するための体制が機能していなかった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人データの安全管理措置を講ずるための組織体制を整備すること。 ・ 漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合に、当委員会に対し、適切かつ迅速に対応するための体制を整備し、法の改正などに応じて適宜見直すこと。 ・ 個人データの取扱状況を確認するために、定期的に監査を実施すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合、個人情報保護管理責任者から当委員会に対し、適切かつ迅速に報告を行えるように、社内の報告体制を整備した。また、報告体制については、法改正などに応じて、個人情報保護管理責任者のもと見直しを適宜行うこととした。（令和6年3月実施） |
| <p>【 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 塾長が定期的に内部監査を実施していたが、研修の実施状況を確認するとどまり、個人データの取扱状況については確認していなかった。 | <p>2. 四谷大塚において策定した再発防止策を確実に実施すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各部門の個人情報保護管理担当者が、年に2回（6月・12月）、「情報管理セルフチェックシート」を基に、各部門の個人データの取扱状況の確認を徹底することとした。 ・ 業務システムにおいて、画面操作単位でのログを記録できるようにシステムを改良した。（令和6年6月実施） ・ 個人情報保護監査責任者は、年に2回（1月・7月）各部門の個人情報保護部門責任者にヒアリングを行い、前記ログを確認するなどして、個人データの取扱状況について監査を実施することとした。（その他） ・ 個人データへのアクセスを校舎長及びそれに準ずる社員1名に限定。（令和5年8月実施） ・ 講師がスマートフォン等の撮影機能のある端末を教室内に持ち込むことを禁止。（令和5年8月実施） ・ 各教室内のライブモニタリングカメラの設置。（令和5年12月設置完了） |